

2026 年 8 月 31 日

各 位

会 社 名 マ ク セ ル 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 中 村 啓 次
(コード番号：6810 東証プライム)
問 合 せ 先 コーポレート・コミュニケーション本部
広報・IR 部
(TEL. 03-5715-7061)

株式報酬制度に係る自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 本自己株式処分の概要

(1) 処分期日	2026 年 9 月 17 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 30,000 株
(3) 処分価額	1 株につき 2,507 円
(4) 処分総額	75,210,000 円
(5) 処分予定先	三井住友信託銀行株式会社（信託口） （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））

2. 本自己株式処分の目的及び理由

当社は、当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下も同様です。）を対象とする株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しています。本自己株式処分は、本制度導入のために設定済みである信託（以下「本信託」といいます。）の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））に対して行います。

なお、本制度の概要につきましては、2018 年 4 月 27 日付「取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

処分数量につきましては、本制度運用のために当社が制定した株式交付規則に基づき、延長した信託期間中の当社取締役の役位及び構成推移等を勘案のうえ、取締役に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、2026年3月31日現在の発行済株式総数46,956,200株に対し、0.06%（2026年3月31日現在の総議決権個数368,380個に対する割合0.08%。本日現在の発行済株式総数40,664,000株に対し、0.07%。いずれも、小数点以下第3位を四捨五入）となります。

当社としましては、本制度は当社取締役の報酬と当社株式価値の連動性を明確にし、中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しています。

（ご参考）本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）
受益者	取締役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の当社株式に係る議決権は行使しません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2019年5月7日
信託の期間 （継続後）	2019年5月7日～2027年8月末日（予定）
信託の目的	株式交付規則に基づき当社株式を受益者へ交付すること

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、2026年8月28日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所における終値である2,507円としました。取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、取締役会決議日の直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

以 上